

令和 8 年 度 事 業 計 画

公益財団法人 東大阪市学校給食会

I 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

II 団体運営関係

- (1) 評議員会 1 回開催予定
第 1 回開催 (令和 8 年 5 月 予定)
- (2) 理 事 会 2 回開催予定
第 1 回開催 (令和 8 年 5 月 予定) 第 2 回開催 (令和 9 年 3 月 予定)
なお、案件提案に応じて適宜決議省略の理事会を開催
- (3) 監事監査
事業報告及び決算の監査 (令和 8 年 5 月 予定)
- (4) 定例会議 12 回開催予定
毎月開催予定
- (5) 大阪府公益認定委員会に関する事務 (適宜)

III 給食物資調達供給関係

1. 対象となる給食事業の概要

1) 小学校給食

- (1) 実施校数
市立小学校 5 1 校 (義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)
(学校給食センター対象校 1 9 校・共同調理場対象校 9 校・単独調理校 2 3 校)
- (2) 提供食数 約 21,100 人 (教職員を含む。)
- (3) 学校給食実施回数 1 9 2 回
- (4) 学校給食費 (無償化)
- (5) 給食内容
主食 (米飯・パン)、牛乳 (2 0 0 c c 紙パック)、副食

2) 中学校給食

- (1) 実施校数 2 5 校
(民間調理場活用 (3 社に委託) 方式による)
- (2) 提供食数 約 10,500 人 (教職員を含む。)
- (3) 学校給食実施回数 1 7 9 回
- (4) 学校給食費 (無償化)
- (5) 給食内容
主食 (主に米飯、月 2 ～ 3 回パン)、牛乳 (2 0 0 c c 紙パック)、副食

2. 物資調達・供給事業

1) 小学校給食用物資

(1) 献立作成委員会 1 1 回開催予定 (8 月を除く)

概ね 2 ～ 3 ヶ月後の献立の作成及び前月・当月献立の反省を行う。

(2) 物資選定委員会及び見積もり合わせ 1 1 回開催予定 (7 月を除く)

肉類・乾物・加工食品は概ね 2 ヶ月後、青果・果実類は概ね 1 ヶ月後の給食用物資の選定・見積もり合わせを行う。なお、8 月には第 2 期分期間物資、3 月には翌年度の年間物資及び第 1 期分期間物資の選定・見積り合わせを併せて行う。

(3) 市立小学校の食育ならびに地産地消を推進するため、副食用野菜を物資選定委員会の選定以外に、J A グリーン、J A 中河内ならびに市内農業生産者の協力を得て、市内産を調達する。また、市立小学校の学習農園で栽培された野菜も、学校給食用に調達する。

(4) 公益財団法人大阪府学校給食会よりの調達

主に主食関係（米飯、パン、牛乳等）の調達を行う。

(5) 業者資格審査委員会

令和 8 年度 1 月に令和 9・10 年度の業者資格審査委員会を実施予定

令和 8 年度期間中に新規登録業者（追加）がある場合は適宜開催する。

2) 中学校給食用物資

- ・ 献立の作成は学校給食課で行う。
- ・ 小学校と共通の食材は同一業者から調達する。
- ・ 中学校の独自の食材は学校給食課と共同でサンプル合わせを行い選定する。

3) その他

① 通常業務

- ・ 契約、発注、納品確認・請求確認、支払い
- ・ 登録業者（メーカを含む）の指導監督
(クレーム対応、聞取り、各種書類の徴収、現地立入、学校現場への説明等)
- ・ 給食物資の成分規格、各種検査結果等の確認
- ・ 提供給食数の確認及び教職員の給食費の請求
- ・ 証明書の発行

② 市教育委員会との連携・調整

- ・ 給食食材費の執行状況の確認と予算管理
- ・ 給食費無償化等に伴う食材費（補助金）の請求・清算
- ・ 各種連携会議の開催（適宜）
- ・ 新製品の紹介
- ・ 学校行事・臨時休校・学級閉鎖時等の調整
- ・ 給食食材等に係る各種統計資料の提供

3. 調査研究事業

- ①学校給食改善調査研究委員会（開催未定）
- ②各種大会・研修会等への参加
 - ・（公財）大阪府学校給食会主催各種研修会・会議等
 - ・大阪府学校給食大会
 - ・東大阪市食育研究会 総会・研究会
- ③放射性物質検査

給食用物資（野菜・肉類・魚介類等）の放射性物質検査（モニタリング検査）を学校給食課と連携し、実施する。（3回15検体を予定）
- ④クレーム品に係る実体顕微鏡、カタラーゼ試験等による調査及び再現試験による検証並びに学校現場への情報のフィードバック

IV 情報提供関係

学校給食課と連携しホームページより広く情報提供する。

【主な内容】

- ・献立表について
- ・食材（精米、牛乳、野菜、肉類、魚介類等）の産地について
- ・府内（市内）産農産物について
- ・放射性物質検査（モニタリング検査）の結果について

V その他

- （1）廃油回収売渡業務
- （2）段ボール回収売渡業務
- （3）帳票類販売業務